高知県立県民体育館におけるお弁当の注文販売仕様書

本仕様書は、県民体育館におけるお弁当の注文販売のために必要な業務の要旨を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 利用者より受けた注文どおりのお弁当の販売(注文は県民体育館にて職員が受注)
- (2) 販売したお弁当のゴミ回収
- (3) 前各号の目的を達成するために県民体育館の指示に従うこと

2 販売条件

(1) 注文·販売日

利用者からの注文は、県民体育館職員が事前受付をします。

- ①平日は2~3日前、土・日・祭日は1週間前までに予約受付
- ②最低注文個数 10 個とする。

上記条件にて、お弁当の販売ができることとする。

(2) 販売時間

販売時間については、原則、午前11時から午後2時までとする。

- (3) 取扱商品
 - ①販売する商品及びその価格については、ご提案いただき、県民体育館との協議により決定する。
 - ②商品及び価格の決定後、注文を取るためのチラシを県民体育館との協議により作成することとする。
 - ③食品については、衛生に最大限の注意を払うこととする。
- (4) お弁当のごみ回収

利用者が県民体育館の指定の場所に返却するので、指定の時間に回収する。回収場所は、常に清潔に保つこととする。

(5) 販売手数料金

お弁当 1 個に付き、県民体育館への販売手数料金を設定し、企画提案することとする。その金額は 50 円以上とする。精算は、月締めとし、次月の 10 日までに支払うこととする。

(6) 法令・規則等の遵守

事業者及びその従業員には、関係諸法規、行政庁の指導及び当財団が定める規則等を遵守することとする。

3 その他

お弁当の注文販売の実施に関し、定めのない事項が生じたときは双方協議のうえ、解 決するものとします。